

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金124,794円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年9月6日

(2) 事故発生場所

米子市末広町地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方に停車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車の進路を確保するため、後退しようとした際、運転操作を誤ったため前進し、同車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。